

平成 28 年度指定管理者管理運営状況評価結果について
(東京都人権プラザ本館・分館)

東京都では、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、第三者の視点を含めた評価を実施しています。

このたび、平成 28 年度の評価結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1 評価の目的

評価は、管理の履行状況、安全管理、法令遵守、サービスの利用状況といった観点から指定管理者の業務実施状況等を評価し、その結果を今後の施設管理運営に反映していくことで都民サービスの向上を図っていくことを目的としています。

2 評価の方法

指定管理者の年間を通じた施設の管理運営状況について、毎年度終了後、総務局が一次評価を行い、外部委員を含む評価委員会の評価を経て、最終的な評価を決定します。

3 評価の概要

(1) 評価基準 (4 段階)

総合評価	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A ⁺	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
A	管理運営が良好であった施設
B	管理運営の一部において良好ではない点が認められた施設

評価の観点については別紙 1 のとおり。

(2) 評価委員会名及び委員構成

評価委員会	対象施設	委員構成
東京都人権プラザ指定管理者評価委員会	東京都人権プラザ本館・分館	外部委員 3 名(学識経験者 1 名、公認会計士 1 名、弁護士 1 名)、内部委員 2 名(東京都職員)

評価委員会委員の氏名については別紙 2 のとおり。

(3) 評価結果

対象施設	評価
東京都人権プラザ本館	A
東京都人権プラザ分館	A

各施設の評価は別紙 3 のとおり。

[問合せ先] 総務局人権部人権施策推進課
電話 03-5388-2588 (直通)

評価の観点

1 東京都人権プラザ本館

項目	細項目	内容
管理状況	適切な管理の履行	○協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか ・業務の履行（保守点検など）は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など
	法令等の遵守	○個人情報保護、報告等は適切に行われているか ・個人情報保護は適切に行われているか ・情報公開は適切に行われているか ・都への報告は適時、適切にされているか など
	安全性の確保	○施設の安全性は確保されているか ・施設の安全性は確保されているか ・事業者の責に帰す事故が発生したか など
	適切な財務・財産管理	○適切な財務運営・財産管理が行われているか ・収支状況は安定的な運営が行われているか ・都有財産（物品等）は適切に管理されているか など
事業効果	事業実施・利用の状況	○事業計画どおりの事業実施・利用状況となっているか ・利用者数、利用件数の状況はどうか（環境の変化など外部要因を考慮） ・他機関、地域等との連携が適切に行われているか など
	サービス内容の向上	○事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ・利便性等の向上のための取組はされているか ・施設利用の促進のための取組はされているか など
	行政目的の達成	○行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の目的を達成しているか ・都及び関係機関等との連携が適切に行われているか など

2 東京都人権プラザ分館

項目	細項目	内容
管理状況	適切な管理の履行	○協定や事業計画に沿って適切に管理が行われているか ・業務の履行（清掃・巡回の回数など）は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているか など
	法令等の遵守	○個人情報保護、報告等は適切に行われているか ・個人情報保護は適切に行われているか ・情報公開は適切に行われているか ・都への報告は適時、適切にされているか など
	安全性の確保	○施設の安全性は確保されているか ・施設の安全性は確保されているか ・事業者の責に帰す事故が発生したか など
	財務・財産の状況	○適切な財務運営・財産管理が行われているか ・収支状況は安定的な運営が行われているか ・都有財産（物品等）は適切に管理されているか など
事業効果	利用の状況	○事業計画どおりの利用状況となっているか ・利用者数の状況はどうか（環境の変化など外部要因を考慮） など
	サービス内容の向上	○事業内容、職員対応等について、利用者の反応はどうか ・利用者の満足度はどうか ・苦情等への対応はどうか など
	行政目的の達成	○行政と連携を図り施設の目的を達成しているか ・施設の目的を達成しているか、 ・都及び関係機関等との連携が適切に行われているか など

評価委員会委員名簿

評価委員会名	委員氏名	役職名
東京都人権プラザ 指定管理者評価委員会	西岡弘之	はなみずき法律事務所 弁護士
	泉澤俊一	泉澤公認会計士事務所 公認会計士
	菱山謙二	筑波大学名誉教授
	矢田部裕文	東京都総務局総務部長
	磯崎美穂	東京都教育庁総務部 人権教育調整担当課長

平成 28 年度指定管理者管理運営状況評価 評価結果一覧

施設名	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価	評価内容
東京都人権プラザ本館	港区芝 2-5-6	公益財団法人 東京都人権啓発センター	H29.1.1 ~ H30.3.31	A	<p>専門員について、学芸員資格保有者等の専門的知識を持つ者を配置し、外部機関、関連組織、当事者団体等が開催する人権関連行事等に積極的に参加させている。</p> <p>受付職員について、英語による接客対応が可能な者、接客経験の豊富な民間企業退職者等の人材派遣を受けて配置し、施設見学、事業概要等の資料を用いたガイダンスを行い、基礎知識を付与している。</p> <p>企画展示について、写真展「人権という希望」を実施し、特に次代を担う若者にも理解しやすいように、写真を通して人権とは何かについて幅広く考えてもらえる企画としている。</p> <p>都民講座について、東京 2020 大会の開催を控え、外国人、多文化共生をテーマに企画し、開催した。</p> <p>地元区の視察対応を行い、人権プラザ事業を説明し、今後の連携、支援に向けた関係強化を進めている。</p> <p>人権プラザの移転を実現するための適切な準備・対応や、移転後の 2 館体制の円滑な運営を実施した。</p> <p>指定管理者選定の際における特命要件は次のとおりである。公益財団法人東京都人権啓発センターはいずれの要件も満たしている。</p> <p>(1) 都が設立した監理団体であり、安定的な経営基盤を有するとともに、都の人権施策を確実に補完代行できる。</p> <p>(2) 都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。</p> <p>(3) 都の指導の下にセンターとプラザの事業を一体的に実施することにより、プラザの設置目的を効率的に達成できる。</p> <p>(4) 運営に当たる理事会や評議員会の委員等は、幅広い人権分野から選出されており、様々な課題に対応できる。</p> <p>(5) 管理委託を続けており、プラザの管理運営事業に良好な実績がある。</p>

施設名	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価	評価内容
東京都人権プラザ分館	台東区橋場 1-1-6	公益財団法人 東京都人権啓発センター	H28.4.1～ H30.3.31	A	<p>老朽化が進行している施設について、必要な設備更新をするなど事故なく管理している。</p> <p>他機関との連携として、平成28年度に初の試みとなる東京人権啓発企業連絡会加盟企業の施設を利用しての啓発活動の場を設けた。</p> <p>企画展第Ⅰ期「読む人権 じんけんのほん 世界とつながる50冊」では、「多文化共生」をテーマに取り上げ、多文化理解に資する書籍を集めて展示し、来場者の関心を喚起して認識を深めてもらう機会となるよう工夫している。</p> <p>「クローズアップ人権」コーナーを「いのちをつなぐー若年世代の自殺対策」に更新するとともに、関連した都民講座「自殺問題ー若年世代へ生きる支援をー」を開催し、展示との相乗効果により来場者の理解の深化を図っている。</p> <p>団体見学・視察に対し、専門員による解説等を実施して対応している。</p> <p>人権プラザの移転を実現するための適切な準備・対応や、移転後の2館体制の円滑な運営を実施した。</p> <p>指定管理者選定の際における特命要件は次のとおりである。公益財団法人東京都人権啓発センターはいずれの要件も満たしている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都が設立した監理団体であり、安定的な経営基盤を有するとともに、都の人権施策を確実に補完代行できる。 (2) 都が指導監督を行っているため、事業の中立性・公平性が担保される。 (3) 都の指導の下にセンターとプラザの事業を一体的に実施することにより、プラザの設置目的を効率的に達成できる。 (4) 運営に当たる理事会や評議員会の委員等は、幅広い人権分野から選出されており、様々な課題に対応できる。 (5) 管理委託を続けており、プラザの管理運営事業に良好な実績がある。